

## プロパンガスの供給に関する仕様書

### 1 件名

市立小学校 10 校の屋内運動場空調設備用プロパンガスの供給

### 2 業務概要

より良い教育環境の確保と災害時の避難所施設の充実に資するため、市立小学校 10 校の屋内運動場用空調設備の安定的な運転を目的として、プロパンガスの供給を行う。

### 3 供給物品

い号液化石油ガス（プロパンガス）

### 4 使用拠点及び納入場所

市立小学校 10 校の屋内運動場空調設備

※詳細は別紙「プロパンガス納入予定施設一覧②」のとおり

### 5 使用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

### 6 予定使用量

約 43,638 m<sup>3</sup>（気体状態においての数量であり、契約期間の総量である。）

### 7 供給方法

- (1) ガスボンベ（以下、「容器」という。）による供給とし、各小学校に設置されたプロパン庫（容器設置場所）へ、直接、供給すること。
- (2) 各施設の容器の残量を定期的に確認し、使用にあたり、ガスが不足することが無いように隨時、補充を行い、交換は、9 本を目安とすること。また、交換時は、事前に調整を行うこと。
- (3) 供給にあたり、交通・安全・防災に関する法令を遵守し、安全確保に万全を期すこと。

### 8 使用する容器の規格

使用する容器は、50kg 容器とし、1 校あたり常時 18 本を設置すること。

容器は法定耐圧検査を受けたものを使用し、バルブ等の安全状態にも留意すること。

### 9 供給体制

- (1) 設備故障等の緊急時にも対応できるよう、24 時間対応可能な緊急連絡体制を構築し、連絡先を各校および本市教育委員会に通知すること。
- (2) 定期点検・保守等を計画的に実施すること。

### 10 使用量検針

原則として、毎月末にガス使用量の検針を行い、小数点第一位までを検針すること。

### 11 供給報告

上記の項目 10 に基づく毎月の使用量、単価、金額を記載した報告書を、使用拠点ごとに翌月 10 日までに提出すること。

## 12 支払料金

### (1) 支払対象

支払対象は、実際に使用されたガス量 (m<sup>3</sup>) に基づくガス料金のみとする。

### (2) その他の費用について

容器の使用料、容器設置・交換作業費、配送費、検針費、残量通信機器等設置費、その他一切の付帯費用については受注者の負担とする。

### (3) 支払方法

支払方法は月毎にとりまとめ、使用量に 1 m<sup>3</sup>当たりの従量単価を乗じたものを当月分の支払額とする。

## 13 容器の設置時期

- (1) 容器の設置は、使用拠点ごとに各小学校と協議のうえ、令和 8 年 3 月 25 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間（土・日を除く）において速やかに行うものとする。なお、当該期間は令和 8 年 3 月分として同施設に容器を設置予定の業者の回収作業期間と重なるため、設置作業は当該業者と日時を調整のうえ、行うこと。
- (2) 前項に規定する日時の調整については、必ずしも回収作業と設置作業が同日である必要はないものとする。

## 14 容器の回収時期

- (1) 容器の回収は、使用拠点ごとに各小学校と協議のうえ、令和 9 年 3 月 24 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間（土・日を除く）において行うものとする。なお、当該期間は令和 9 年 4 月以降に同施設にガス供給予定の業者の設置作業期間と重なるため、回収作業は当該業者と日時を調整のうえ、可能な限り、早期に設置作業が完了するよう協力すること。
- (2) 前項に規定する日時の調整については、必ずしも回収作業と設置作業が同日である必要はないものとする。

## 15 その他

- (1) 災害時に避難所施設となる上記 4 の使用拠点及び納入場所へ必要な量の L P ガスを安定的かつ確実に供給するためには、本市が大阪府 L P ガス協会北東支部と締結している災害時応援協定（「災害時等における L P ガス等の供給協力に関する協定書」）を発動することが必要になることから、大阪府 L P ガス協会北東支部に加入していること。
- (2) 契約事業者自身が中核充填所（災害が発生した際にも、耐震性を有し、非常用発電設備、緊急用通信設備、緊急搬送用の L P G 車等の自立的運営体制が整っている経済産業省による認定を受けた L P ガス供給施設。）を活用しながら安定的なガス供給を行うとともに、災害規模によっては大阪府 L P ガス協会北東支部と密に連携を図りながら対応すること。

なお、落札決定後は、中核充填所でのガス供給・保安体制がとれていることが

確認できる文書（売買契約書及び保安協定書等）を提出すること。

- (3) 供給に必要な手続、保険加入等は供給者の責任において行うこと。
- (4) ガス供給時は学校利用者及び車輌等に十分注意を払い、危険を回避するものとする。
- (5) 予定使用量はあくまで、概算であるため増減する可能性があるが、予定使用量の増減に伴う単価改定は行わないものとする。
- (6) 仕様書に記載のない事項又は記載事項に疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。